

岩手県告示第501号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

平成23年8月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 河川の名称 北上川水系千厩川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成23年8月9日
- 3 廃川敷地等の位置 一関市千厩町千厩字町浦75番1、85番10、88番及び89番1地先
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 380.16平方メートル

備考 関係図面は、岩手県県土整備部河川課及び県南広域振興局土木部千厩土木センターに備えておいて縦覧に供する。